

加古川市居住安定援助計画の認定等に関する要綱

令和7年9月26日 住宅政策課長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）に基づく居住安定援助計画の認定等に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 法第40条、規則第5条及び規則第24条に規定する申請並びに法第49条に規定する定期報告に対する審査の担当は別表のとおりとする。

(報告の徴取)

第3条 市長は、法第54条の規定により居住安定援助計画に基づく管理状況について認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この条において「管理受託者」という。）に報告を求める場合は、管理の状況報告について（依頼）（様式第1号）により行うものとする。

2 管理事業者又は管理受託者が、前項の規定に基づき市長に報告する場合は、管理の状況に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

(立入検査)

第4条 法第33条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第3号）とする。

(改善命令)

第5条 法第55条の規定による改善に必要な措置を命ずる場合は、居住安定援助計画に基づく管理に関する改善命令書（様式第4号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第6条 法第56条の規定による認定の取消しの通知は、居住安定援助計画の認定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

内容		担当
受付窓口		住宅政策課
法第40条、 規則第5条、 規則第24	事業者・計画に関する基準	住宅政策課 地域福祉課
	居住サポートに関する基準	地域福祉課

条に規定する申請に関する内容審査	住宅に関する基準	住宅政策課
法第49条に規定する定期報告の内容審査	認定内容と現況との相違の有無	住宅政策課
	業務の法令適合性	地域福祉課
	事業の実施状況	